

令和5年度 安全運転管理者等法定講習再通知書

安全運転管理者選任事業所使用者
(安全運転管理者・副安全運転管理者) 殿

鹿児島県公安委員会

道路交通法第108条の2第1項第1号に基づく安全運転管理者・副安全運転管理者に対する講習を下記のとおり実施しますので通知します。

令和5年度安全運転管理者・副安全運転管理者法定講習(追加講習)日程表

実施日	対象地区・警察署管内	実施会場
12月4日(月)	鹿児島中央・日置・指宿・いちき串木野・南九州・枕崎 ・南さつま・種子島・屋久島・奄美・瀬戸内・徳之島・ 沖永良部	川商ホール (市民文化ホール) 4F市民ホール
12月5日(火)	鹿児島西・鹿児島南	同上
12月12日(火)	始良・霧島・横川	霧島市 国分公民館 大研修室
12月14日(木)	薩摩川内・甕島・さつま・阿久根・出水・伊佐湧水	薩摩川内市 国際交流センター 2F会議室
12月18日(月)	鹿屋・垂水・曾於・志布志・肝付・錦江	鹿屋市 鹿屋市公民館 集会室

◎ 対象地区・警察署管内の会場で受講できない場合

事業所の住所が日程表に指定された対象地区・警察署管内(以下対象地区等という)での受講を原則としますが、やむを得ず対象地区等の会場で受講できない場合は、他の対象地区等の日程の会場で受講しても構いません。

◎ 受講上の留意事項

- 1 当日の受付開始は、午前9時からです。
- 2 筆記用具や管理者手帳のある方(本人)は、その手帳を持参してください。
- 3 「講習受講申出書」を記載し、講習手数料(1人4,500円)については、鹿児島県の収入証紙4,500円分を事前に講習していただき、手数料欄に貼付し講習会場にご持参ください。鹿児島県の収入証紙については、各地区の交通安全協会(警察署・幹部派出所)や鹿児島県の出先機関等で販売しています。
- 4 「講習受講申出書」の無い方は、当日、講習会場に準備していますが、鹿児島県収入証紙4,500円分については、必ず事前に購入し準備してください。(会場での販売はありません。)
- 5 この通知は、令和5年度の法定講習を未だ受講していない安全運転管理者等に対する講習実施の再通知です。なお、本通知前に受講された方がおられましたら、申し訳ありませんがその旨を、下記問い合わせ先にご連絡をお願い致します。

今年度は「オンライン講習」は実施いたしませんので、上記日程で確実に受講してください。
本講習は、**道路交通法の規定で受講が義務付けられておりますので必ず受講してください。**

【問い合わせ先】

〒891-0122

鹿児島市南栄5丁目1番2号 (鹿児島県交通安全教育センター内)

「一般社団法人 鹿児島県安全運転管理協議会」(安全運転管理者等に対する講習の受託者)

電話：099-269-7595 FAX：099-821-2301

月～金 午前8時30分から午後5時まで(土・日・祝日を除く。)